

(発送日) 2025年5月29日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

株 主 各 位

山口県周南市平和通一丁目10番の2
株式会社 西京銀行

取締役頭取 松岡 健

第117期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第117期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当行ウェブサイト

<https://www.saikyobank.co.jp/aboutus/company/stockholders-meeting.html>



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/0000666/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、以下の方法によって議決権行使することができま
すので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午
後5時30分までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当行指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

[書面（郵送）による議決権行使の場合]

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

①日 時	2025年6月24日（火曜日）午前10時
②場 所	山口県周南市平和通一丁目10番の2 当行本店 5階講堂
③目的事項	報告事項 第117期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役8名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
④招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対し賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。但し、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当行定款第18条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」「会計参与に関する事項」「その他」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ③ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- 従いまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号: ○○○○○○○○ 議決権の数: XX 枚

○○○○ 御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
QRコード

見本
○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第3号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

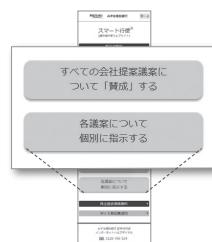
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

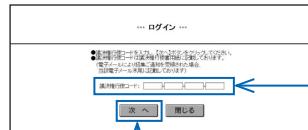
議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



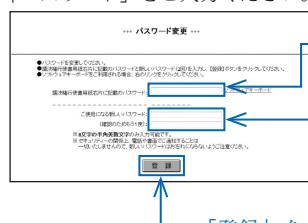
「次へすすむ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使
コード」を入力
「次へ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」
を入力
実際にご使用に
なる新しいパス
ワードを設定し
てください
「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主の皆さんへ

平素より西京銀行に格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当行第117期定時株主総会を開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当行を取り巻く外部環境は、米国の通商政策をめぐる不確実性や資源・原材料価格の高騰に加え、主たる営業エリアである山口県の人口減少・高齢化の進展により、中長期的にさらに厳しさを増すことが予想されます。

こうした環境下、当行は、2025年4月から2028年3月まで（3ヵ年）を計画期間とする新中期経営計画を策定いたしました。本計画では、「地域のシンクタンクになる！」をコンセプトに掲げ、地元事業者さまや個人のお客さまの多様な課題やニーズに積極的に取り組み、解決に向けたコンサルティング機能の強化を図ることで、これまで以上に地域のお役に立つ銀行を目指してまいります。

具体的には、人口減少や経営者の高齢化、後継者不足による地域経済や市場の縮小が予想されるなか、2024年10月に新設した「ビジネスコンサルティング部」を中心に、地元事業者に対する伴走型の経営戦略立案をはじめ、DX・IT化の推進、経理・会計業務のフル代行サービス、インドネシア進出サポートなど課題解決や事業価値向上に向けたコンサルティングをさらに強化します。

個人のお客さまに対しては、ご好評いただいている各種キャンペーン定期預金の金利上乗せを継続するとともに、アプリバンキングの全面刷新による機能拡充を通じて、預金口座サービスの向上を図るなど、より一層の商品・サービスの充実に取り組んでいます。

また、人的資本経営の推進の一環として、女性活躍推進法に基づく『一般事業主行動計画』を策定いたしました。今後、仕事と家庭の両立支援や女性活躍に向けた職場環境の整備を一層進めるため、「プラチナえるぼし」の取得を推進し、「女性が働きがいのある銀行日本一」を目指してまいります。

当行は、これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客さまにお取引いただける銀行を目指し、引き続き努力してまいります。

今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2025年6月

取締役頭取 松岡 健

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剩余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化のため内部留保にも意を用いつつ、安定した配当を継続して実施していく方針に基づき、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金**7円**

普通株式配当総額 **809,326,441円**

当行第四種優先株式1株につき金**15円**

第四種優先株式配当総額 **150,000,000円**

配当総額の合計 **959,326,441円**

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月25日

第2号議案

監査等委員でない取締役8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当行の監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	生年月日	現在の当行における地位等
1	まつ おか 松岡 健	1971年12月29日	取締役頭取 再任
2	やま おか 山岡 靖幸	1964年1月27日	専務取締役 再任
3	おか だ 岡田 浩	1964年1月8日	専務取締役 再任
4	みず なが 水永 忠伸	1967年12月17日	取締役人財サポート部長兼 業務推進部長 再任
5	かわ むら 河村 唯志	1969年1月18日	取締役山口地区統括部長兼 山口支店長 再任
6	ふじ た 藤田 勝也	1965年10月14日	取締役審査部長 再任
7	おか だ 岡田 一夫	1969年12月26日	執行役員営業統括部長 新任
8	た むら 田村 健児	1970年2月18日	執行役員コンサルティング 事業部長 新任

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

候補者
番号

1

まつ
松
おか
岡

けん
健 (1971年12月29日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1995年 4月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社 SBI 新生銀行）入行	2010年 5月	当行入行 当行執行役員総合企画部長
2000年11月	朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社	2011年 6月	当行取締役総合企画部長
2002年11月	フューチャーフィナンシャルストラテジ一株式会社入社	2015年 4月	当行常務取締役総合企画部長
		2018年 4月	当行専務取締役総合企画部長
		2021年 4月	当行専務取締役
		2022年 4月	当行取締役頭取（現任）

担当：総合企画部、リスク統括部、コンプライアンス統括部、システム部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 90,277株

取締役候補者とした理由

代表取締役頭取、取締役会議長、経営企画部門、リスク管理部門、システム部門の担当役員の職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

やま
山
おか
岡
やす
靖
ゆき
幸

(1964年1月27日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年 4月	当行入行	2013年10月	当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長
2009年 6月	当行経営企画本部副本部長	2018年 4月	当行取締役人事部長兼総務部長
2010年 7月	当行人事部長兼総務部長	2020年 6月	当行取締役営業統括部長
2012年10月	当行執行役員人事部長兼総務部長	2021年 4月	当行常務取締役営業統括部長
2013年 6月	当行取締役人事部長兼総務部長	2023年 6月	当行専務取締役営業統括部長
		2025年 4月	当行専務取締役（現任）

担当：営業統括部、個人営業部、不動産ソリューション部、コンサルティング事業部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 78,782株

取締役候補者とした理由

取締役就任以降、人事総務管理等経営管理、営業推進部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

3

おか
岡
だ
田

ひろし
浩
(1964年1月8日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当行入行
2001年4月 当行新下関支店長
2006年7月 当行長門支店長
2010年4月 当行営業統括部長
2011年4月 当行下関地区統括部長兼下関支店長
2013年10月 当行周南地区統括部長兼本店営業部長
2014年4月 当行執行役員周南地区統括部長兼本店営業部長

2018年4月 当行常務執行役員下関地区統括部長兼下関支店長
2020年6月 当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長
2022年4月 当行常務取締役法人営業部長
2023年6月 当行専務取締役法人営業部長
2025年4月 当行専務取締役（現任）

担当：メディアサポート部、ビジネスコンサルティング部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 58,435株

取締役候補者とした理由

取締役就任以降、地区統括部長兼支店長、法人営業部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有していることから、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

みず
水
なが
永
ただ
忠
のぶ
伸

(1967年12月17日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 当行入行
2007年11月 当行玖珂支店長
2010年7月 当行営業統括部副主任調査役
2012年4月 当行事務推進部副部長
2013年4月 当行事務推進部長
2017年4月 当行執行役員事務推進部長

2018年4月 当行執行役員山口地区統括部長兼山口支店長
2022年4月 当行執行役員人財サポート部長
2022年6月 当行取締役人財サポート部長
2025年4月 当行取締役人財サポート部長兼業務推進部長（現任）

担当：人財サポート部、業務推進部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 29,541株

取締役候補者とした理由

取締役就任以降、人事部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しており、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

かわ むら ただ ゆき
河 村 唯 志

(1969年1月18日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年4月	当行入行	2021年4月	当行執行役員個人営業部長
2009年6月	当行営業統括部主任調査役	2022年4月	当行執行役員下関地区統括部長兼下関支店長
2011年10月	当行防府支店長	2023年6月	当行取締役下関地区統括部長兼下関支店長
2014年4月	当行コーポレート営業部副部長兼東京事務所長	2025年4月	当行取締役山口地区統括部長兼山口支店長（現任）
2016年4月	当行広島支店長		
2019年10月	当行個人営業部長		

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 28,475株

取締役候補者とした理由

取締役就任以降、地区統括部長兼支店長としての職務執行を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規制や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しております、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

6

ふじ た かつ や
藤 田 勝 也

(1965年10月14日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月	当行入行	2019年2月	当行審査部副部長兼ソリューションサポート室長
2009年6月	当行海田支店長	2019年7月	当行審査部管理部長兼ソリューションサポート室長
2011年10月	当行営業統括部主任調査役	2020年10月	当行審査部長
2013年4月	当行営業統括部副部長	2022年4月	当行執行役員審査部長
2014年10月	当行新下関支店長	2024年6月	当行取締役審査部長（現任）
2017年1月	当行審査部副部長		
2017年10月	当行審査部経営アドバイザリーグループ副部長		

担当：審査部

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 22,150株

取締役候補者とした理由

取締役就任以降、審査部門担当役員としての職務執行を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規則や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しております、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

7

*岡

—

夫

(1969年12月26日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4月 当行入行
2010年 4月 当行銀南街支店長
2012年10月 当行人事部主任調査役
2013年 4月 当行柳井支店長
2016年10月 当行岩国地区統括部長兼岩国支店長

2021年 4月 当行宇部地区統括部長兼宇部支店長
2022年 4月 当行執行役員宇部地区統括部長兼宇部支店長
2025年 4月 当行執行役員営業統括部長（現任）

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 911株

取締役候補者とした理由

当行内で、営業店業務を中心に幅広い業務経験を積んだことに加え、執行役員地区統括部長兼支店長としての経験を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規則や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しております、取締役候補者として選任をお願いするものです。

候補者
番号

8

*田

村

健

児

(1970年2月18日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1992年 4月 当行入行
2006年 2月 株式会社BIG RENTAL入社
2006年 8月 当行入行
2010年 1月 当行営業本部コーポレートグループ主任
調査役
2010年 4月 当行総合企画部主任調査役
2012年 4月 当行地域連携部主任調査役

2015年 1月 当行小倉支店長
2017年 1月 当行新下関支店長
2019年 4月 当行コーポレート営業部長
2020年 2月 当行コンサルティング事業部長
2022年 4月 当行執行役員コンサルティング事業部長
（現任）

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 10,291株

取締役候補者とした理由

当行内で、営業店業務、コンサルティング事業部門での幅広い業務経験を積んだことに加え、執行役員コンサルティング事業部長としての経験を通じ、銀行の経営管理、内部管理等に関する知識・経験を十分積んだことから、銀行法等の関連諸規則や監督指針で示される経営管理の着眼点の内容を十分理解し、実行に足る知識・経験、銀行業務の健全かつ適切な運営に必要となるコンプライアンスおよびリスク管理に関する十分な知識・経験、その他銀行の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しております、取締役候補者として選任をお願いするものです。

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の所有する当行の株式は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。岡田一夫氏および田村健児氏を除く各取締役候補者の所有する当行の株式の数には、西京銀行役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。また、取締役候補者岡田一夫氏および田村健児氏の所有する当行の株式の数には、西京銀行行員持株会を通じての保有分を含めて記載しております。本議案が可決され、岡田一夫氏および田村健児氏が取締役に就任した場合には、西京銀行行員持株会の規約に基づき持分引出等の退会に際しての処理が行われます。

第3号議案

監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役奈村幸一郎氏が、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、その任期は、当行定款の定めにより、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりあります。

*山 下 祯 治
(1966年11月15日生)

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年 4月	当行入行	2018年 4月	当行取締役営業統括部長
2010年 4月	当行福岡支店長	2020年 6月	当行取締役人事部長兼総務部長
2013年 4月	当行山口地区統括部長兼山口支店長	2021年 4月	当行取締役人財サポート部長
2015年 4月	当行執行役員山口地区統括部長兼山口支店長	2022年 4月	当行取締役周南地区統括部長兼本店営業部長
2017年 6月	当行取締役山口地区統括部長兼山口支店長	2025年 4月	当行取締役（現任）

所有する当行の株式の種類および数：普通株式 75,853株

監査等委員である取締役候補者とした理由

当行取締役就任以降、地区統括部長兼支店長、人事部門担当役員としての豊富な職務経験を通じ、健全かつ適切な監査を実施するに足る知識および経験を有していることから、監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. *印は、新任の取締役候補者であります。
2. 候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者の所有する当行の株式は、2025年3月31日現在の状況を記載しております。候補者の所有する当行の株式には、西京銀行役員持株会名義の株式数を含めて記載しております。

(ご参考)

取締役の専門性及び経験（スキルマトリックス）

社内取締役

氏名	現在の当行における地位等	経験を有する分野			
		経営戦略	法務・リスク管理	営業戦略	DX・IT・システム
松岡 健	取締役頭取（代表取締役）	○	○	○	○
山岡 靖幸	専務取締役	○		○	
岡田 浩	専務取締役	○		○	
水永 忠伸	取締役人財サポート部長兼業務推進部長			○	○
河村 唯志	取締役山口地区統括部長兼山口支店長			○	
藤田 勝也	取締役審査部長		○	○	
岡田 一夫	執行役員営業統括部長			○	
田村 健児	執行役員コンサルティング事業部長			○	
山下 穎治	取締役			○	

社外取締役

氏名	現在の当行における地位等	特に期待する分野			
		企業経営	法務・リスク管理	財務・会計	DX・IT・システム
今田 武男	取締役監査等委員	○		○	
坂本 正喜	取締役監査等委員	○	○		○
末永 久大	取締役監査等委員	○	○		

(注) 上記一覧表は、各取締役が有する全ての知識・経験・能力等を表すものではありません。

以上

第117期（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当行は山口県周南市に本店を置き、山口県、福岡県、広島県を中心に合計32店舗で、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、保険商品の窓口販売業務等の銀行業務に取り組んでおります。

[金融経済環境]

わが国の経済は、企業収益の改善に伴う雇用・所得環境の好転を背景に、緩やかな回復基調にあります。一方で、米国の通商政策をめぐる不確実性や地政学的リスクの高まりなどにより、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当行の主たる経営基盤である山口県においても、雇用者所得や個人消費は緩やかな回復基調にあるものの、米国の通商政策や国際金融市場の動向が当地の金融経済に及ぼす影響については、今後も引き続き注視していく必要があります。

[事業の経過及び成果]

こうした中、当行では、長期ビジョンである「地域に根差した中小規模事業者さまと個人のお客さまのための銀行」の実現に向け、中期経営計画における預金残高2兆円の目標を1年前倒しで達成した後も、地域シェアの拡大をさらに推進し、地域における存在感を高めることで、より地域のお役に立つ銀行を目指して活動を続けてまいりました。その結果、中期経営計画最終年度となる当事業年度は、次のような営業成績となりました。

預金は、主力商品である「年金定期預金」「退職金定期預金」に加え、今年1月～2月に実施した「新規口座開設キャンペーン」が大変ご好評いただき、前事業年度末より1,262億円（6.27%）増加し、2兆1,393億円となりました。引き続き過去最高残高を更新しながら順調に増加しております。

貸出金は、当地の事業環境を踏まえ、コロナ融資利用先を中心とした伴走型金融支援に加え、経営改善計画の策定等具体的な再生支援、各種補助金等申請サポートを通じた設備投資の後押しを継続しているほか、好調な預金を原資に個人のお客さまからの住宅取得ニーズに積極的にお応えした結果、前事業年度末より756億円（4.42%）増加し、1兆7,853億円となりました。こちらも引き続き過去最高残高を更新しながら、順調に増加しております。

有価証券は、前事業年度末より237億円（5.53%）増加し、4,516億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、地元向けの積極的な貸出推進やインカム重視の有価証券運用により、前事業年度より43億52百万円（12.68%）増加し、386億63百万円となり、4期連続の增收となりました。

経常費用は、預金利息を含む資金調達費用の増加や、新規口座開設キャンペーンに伴う費用の計上により、前事業年度より53億73百万円（21.11%）増加し、308億18百万円となりました。

以上により、経常利益は前事業年度より10億20百万円（11.51%）減益の78億45百万円となった一方、当期純利益については、不良債権額の縮減による信用コストの減少等により、2億59百万円（4.49%）増益の60億39百万円となり、5期連続過去最高益を更新いたしました。

自己資本比率（国内基準）は、分子となる自己資本額を積み上げたことに伴い、前期より0.25ポイント上昇し、7.40%となりました。

[当行の対処すべき課題]

当行を取り巻く外部環境は、米国の通商政策をめぐる不確実性や資源・原材料価格の高騰に加え、主たる営業エリアである山口県の人口減少・高齢化の進展により、中長期的にさらに厳しさを増すことが予想されます。

こうした環境下、2025年4月から2028年3月まで（3ヵ年）を計画期間とする新中期経営計画を策定いたしました。本計画では、「地域のシンクタンクになる！」をコンセプトに掲げ、地元事業者や個人のお客さまの多様な課題やニーズに積極的に取り組み、解決に向けたコンサルティング機能の強化を図ることで、これまで以上に地域のお役に立つ銀行を目指してまいります。

具体的には、人口減少や経営者の高齢化、後継者不足による地域経済や市場の縮小が予想されるなか、2024年10月に新設した「ビジネスコンサルティング部」を中心に、地元事業者に対する伴走型の経営戦略立案をはじめ、DX・IT化の推進、経理・会計業務のフル代行サービス、インドネシア進出サポートなど課題解決や事業価値向上に向けたコンサルティングをさらに強化します。

個人のお客さまに対しては、ご好評いただいている各種キャンペーン定期預金の金利上乗せを継続するとともに、アプリバンキングの全面刷新による機能拡充を通じて、預金口座サービスの向上を図るなど、より一層の商品・サービスの充実に取り組んでいます。

また、人的資本経営の推進の一環として、女性活躍推進法に基づく『一般事業主行動計画』を策定いたしました。今後、仕事と家庭の両立支援や女性活躍に向けた職場環境の整備を一層進めるため、「プラチナえるばし」の取得を推進し、「女性が働きがいのある銀行日本一」を目指してまいります。

当行は、これからも「金融を通じて地域の皆さまのお役に立つ」というミッションの下、一人でも多くのお客様にお取引いただける銀行を目指し、引き続き努力してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	1,709,727	1,881,463	2,013,094	2,139,339
	定期性預金	1,121,371	1,271,596	1,349,494
	その他の	588,356	609,866	663,599
貸 出 金	1,449,087	1,572,260	1,709,694	1,785,376
	個人向け	599,094	645,220	716,391
	中小企業向け	705,017	758,757	810,323
商 品 有 価 証 券	8	19	—	—
有 価 証 券	304,324	302,451	427,918	451,623
	国債	72,147	55,303	143,363
	その他の	232,177	247,147	284,555
総 資 産	2,221,622	2,140,937	2,453,937	2,599,862
内 国 為 替 取 扱 高	3,388,661	3,653,825	4,190,306	3,290,075
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 181	百万ドル 57	百万ドル 19	百万ドル 14
経常利益	7,427	7,999	8,865	7,845
当期純利益	5,112	5,467	5,780	6,039
1株当たり当期純利益	42円15銭	45円97銭	48円68銭	50円93銭

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数により算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	612人
平 均 年 齢	37年7月
平 均 勤 続 年 数	13年9月
平 均 年 間 給 与	6,153千円

- (注) 1. 使用人には、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

	当 年 度 末
山 口 県	店 55 うち出張所 (6)
広 島 県	2 (-)
福 岡 県	4 (-)
国 内 計	61 (6)
海 外	- (-)
合 計	61 (6)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を20ヵ所設置しております。
 営業所数には、店舗内店舗形式の支店を含めております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

二. 当行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	3,563
---------------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
本 社 移 転	2,376
ソ フ ト ウ エ ア	958

(注) 上記のソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定を含んでおります。なお、投資の主な内容は勘定系基幹システムや情報系システムへの投資であります。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業 務 内 容	資 本 金	当 行 が 有 す る 子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	そ の 他
きらら債権回収株式会社	山口県周南市平和通一丁目10番の2	債権管理回収業務 債権買取・仲介業務	500百万円	100.00%	—
株式会社エス・ケイ・ベンチャーズ	山口県周南市平和通一丁目10番の2	ベンチャーキャピタル業務	100百万円	100.00%	—

(注) 1. 当行の連結される子会社等は2社であります。
 2. 株式会社西京システムサービスは、2025年1月1日を効力発生日として、株式会社西京銀行を存続会社とする吸収合併を行ったため、連結される子会社等から除外しております。
 3. 投資事業有限責任組合さいきょう地方創生ファンドは、2024年12月24日をもって清算結了したため、連結される子会社等から除外しております。

重要な業務提携の概況

- 第二地銀協地銀36行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
- 第二地銀協地銀36行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行61行、信用金庫255金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合139組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連552（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金

庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。

3. 第二地銀協地銀36行の提携により、通信回線を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 中国総合信用株式会社（中国地区の第二地銀協地銀等の共同出資会社）において中国地区の第二地銀協地銀の取扱う個人向けローンについての保証等を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、株式会社セブン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、株式会社イオン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・振込・残高照会のサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、株式会社ローソン銀行が指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。
9. 株式会社イーネットとの提携により、株式会社イーネットが指定した現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金・残高照会のサービスを行っております。

(7) **事業譲渡等の状況**

該当事項はありません。

(8) **その他銀行の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2024年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
松岡 健	取締役頭取 (代表取締役) 総合企画部、リスク統括部、 システム部、業務推進部担当	—	—
平岡 英雄	取締役会長 監査部担当	—	—
山岡 靖幸	専務取締役 営業統括部長 (委嘱) 営業統括部、個人営業部、 不動産ソリューション部 コンサルティング事業部担当	—	—
岡田 浩	専務取締役 法人営業部長 (委嘱) 法人営業部、メディカルサポート部担当	—	—
畠谷 剛	常務取締役 市場金融部長兼市場事務部長 (委嘱) 市場金融部、市場事務部担当	—	—
山下 晴治	取締役 周南地区統括部長兼本店営業部長	—	—
水永 忠伸	取締役 人財サポート部長 (委嘱) 人財サポート部担当	—	—
河村 唯志	取締役 下関地区統括部長兼下関支店長	—	—
藤田 勝也	取締役 審査部長 (委嘱) 審査部担当	—	—
奈村 幸一郎	取締役 常勤監査等委員	—	—
今田 武男	取締役 (社外取締役) 監査等委員	—	—
坂本 正喜	取締役 (社外取締役) 監査等委員	—	—
末永 久大	取締役 (社外取締役) 監査等委員	弁護士法人末永法律事務所代表	—

(注) 1.取締役奈村幸一郎は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。

2.当行は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりです。

岡田 一夫	執行役員	宇部地区統括部長兼宇部支店長
田村 健児	執行役員	コンサルティング事業部長
蕪竹 昌弘	執行役員	不動産ソリューション部長
佐伯 武祐	執行役員	総合企画部長兼ビジネスコンサルティング部長

(2) 会社役員に対する報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区分	支給人数	報酬等
取締役 (監査等委員を除く)	9人	366(－)
取締役 (監査等委員)	4人	37(－)
計	13人	403(－)

(注) () 内は、報酬以外の金額であります。

②業績運動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

③非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

④取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」という。）の報酬限度額は、2020年6月26日開催第112期定時株主総会において、月額3,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は0名）です。監査等委員の報酬限度額は、2020年6月26日開催第112期定時株主総会において、月額600万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員の員数は、5名（うち、社外取締役4名）です。

⑤役員報酬の内容の決定に関する方針等

当行は取締役会において役員報酬規程（2007年7月27日制定、2020年6月26日最終改定）を定め、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、当該役員報酬規程に基づき支払われるものであること及び支給総額が株主総会で決議された報酬限度額の範囲内になることを確認し、当該方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区分して株主総会で承認された報酬総額の範囲内において決定し、各監査等委員でない取締役への配分は取締役会において決定しております。但し、取締役会が取締役頭取に決定を一任した場合は取締役頭取が決定しております。各監査等委

員である取締役への配分は監査等委員である取締役の協議で決定しております。役員の報酬は、①従業員給与の最高額、②過去の同順位の役員の支給実績、③銀行の業績見込等を勘案し、役員の順位ごとに定めております。なお、従業員給与とは当事業年度における基準内給与と賞与を合算した推定年収を12カ月で除した金額と定めています。

役員への賞与は原則として支給しておりません。但し、業績が著しく好調であると取締役会が認めた場合には、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役に区分しその総額を株主総会の承認を得て決定し支払うこととしております。なお、役員賞与の分配は監査等委員でない取締役については取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役頭取松岡健（総合企画部、リスク統括部、システム部、業務推進部担当）に対し監査等委員でない各取締役報酬額の決定について一任しております。これは、役員報酬規程に基づき、前年度の従業員給与の最高月額に規程で定められた乗率を掛けて決定されるものであることから恣意性が排除されているためあります。

(3) 責任限定契約

当行は、社外役員全員と会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

該当事項はありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
末永久大	弁護士法人末永法律事務所代表

(注) 当行と末永久大氏が兼職する法人との間には通常の銀行取引（預貸金取引）があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
今田武男 (社外取締役 監査等委員)	5年9ヶ月	取締役会13回のうち13回出席 監査等委員会13回のうち13回出席	金融関係業務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。
坂本正喜 (社外取締役 監査等委員)	2年9ヶ月	取締役会13回のうち13回出席 監査等委員会13回のうち13回出席	財務省等行政機関や弁護士、(株)整理回収機構代表取締役専務としての職務経験を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。
末永久大 (社外取締役 監査等委員)	2年9ヶ月	取締役会13回のうち13回出席 監査等委員会13回のうち13回出席	弁護士としての職務経験や山口県弁護士会会長等の経験を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3人	12 (-)	-

(注) () 内は、報酬以外の金額であります。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式 第二種優先株式 第三種優先株式 第四種優先株式 第五種優先株式 第六種優先株式 第七種優先株式	297,000千株 5,000千株 10,000千株 10,000千株 10,000千株 10,000千株 10,000千株
発行済株式の総数	普通株式 (うち自己株式 第四種優先株式	115,967千株 348,981株) 10,000千株
(2) 当年度末株主数	普通株式 第四種優先株式	6,535名 128名
(3) 大株主		

普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社合人社グループ	2,900千株	2.50%
日本国土開発株式会社	1,900	1.64
西京銀行行員持株会	1,775	1.53
富士通株式会社	1,636	1.41
損害保険ジャパン株式会社	1,618	1.39
岡田幹矢	1,500	1.29
公益財団法人西京教育文化振興財団	1,251	1.08
株式会社バルコム	1,214	1.05
株式会社エスファイナンス	1,161	1.00
株式会社広島銀行	962	0.83

第四種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
朝日生命保険相互会社	1,000千株	10.00%
中国総合信用株式会社	1,000	10.00
アイザワ証券グループ株式会社	530	5.30
株式会社長府製作所	500	5.00
株式会社ACTコンサルティング	375	3.75
東ソ一株式会社	300	3.00
株式会社トクヤマ	300	3.00
株式会社robot home	300	3.00
徳機株式会社	200	2.00
赤坂印刷株式会社	200	2.00
山口放送株式会社	200	2.00
カワノ工業株式会社	200	2.00
株式会社えんホールディングス	200	2.00
株式会社ビジネスアシスト	200	2.00
長州産業株式会社	200	2.00
岐山化工機株式会社	200	2.00

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株比率の小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 株式会社robot homeは株式会社RobotHomeが2024年4月1日付にて社名変更したものです。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
太陽有限責任監査法人 指定有限責任社員 小松 亮一 指定有限責任社員 山村 幸也	39	—

(注) 1. 当行及び当行子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は41百万円です。

2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査等委員会は、会計監査人の当年度の監査体制、監査時間と前年度の実績等を比較するなど、監査報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意をしております。

4. 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項
当行の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヵ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいづれかの項目に該当し、解任が適切と判断される場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立等の観点から監査を遂行するに不十分と判断した場合、その他必要と判断される場合は、必要に応じて経営執行部門及び会計監査人から事情を聴取のうえ、監査等委員会の決議をもって、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定します。

第117期末 (2025年3月31日現在) 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
現 金 預 け 金	319,495	預 当 座 預 金	2,139,339
現 金	17,242	普 通 預 金	29,883
預 け 金	302,252	貯 蓄 預 金	714,591
買 入 金 錢 債 権	300	定 期 預 金	8,275
金 錢 の 信 託 券	3,828	そ の 他 の 預 金	1,384,501
有 価 証 券	451,623	債券貸借取引受入担保金	2,088
国 地 方 社 株 そ の 他 の 証 券	185,610 83,594 70,445 14,159 97,814 1,785,376	債 債 用 金	27,144
貸 割 手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	借 入 金	315,200
貸 出 手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	そ の 他 負 債	22,818
割 手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	未 払 法 人 税 等	1,880
手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	未 払 費 用	11,303
手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	前 受 収 益	501
手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	融 派 生 商 品 務 務 務	463
手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	資 産 除 去 債 務 務	28
手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	そ の 他 の 負 債	8,570
手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	退 職 給 付 引 当 金	3
手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	157
手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	偶 発 損 失 引 当 金	172
手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	再 評 価 に 係 る 緑 延 税 金 負 債	814
手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	支 払 承 諾	632
手 形 証 書 当 座 外 国 そ の 他 資 未 決 済 前 払 未 収 金 融 派 そ の 他 の 資 有 形 固 定 資 無 形 固 定 資 前 払 年 金 緑 延 税 金 支 払 金	578 11,020 1,624,861 148,916 257 257 22,556 254 735 2,811 2,751 16,004 13,437 3,564 6,866 30 2,444 531 5,812 5,678 101 32 161 3,714 632 △7,334	負 債 の 部 合 計	2,506,283
(純資産の部)			
資 本 金		資 本 金	28,497
資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金	20,071
資 本 準 備 金		資 本 準 備 金	20,071
利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金	44,044
利 益 準 備 金		利 益 準 備 金	2,447
そ の 他 利 益 剰 余 金		そ の 他 利 益 剰 余 金	41,597
別 途 積 立 金		別 途 積 立 金	2,832
緑 越 利 益 剰 余 金		緑 越 利 益 剰 余 金	38,764
自 己 株 式		自 己 株 式	△142
株 主 資 本 合 計		株 主 資 本 合 計	92,471
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,086
緑 延 ヘ ッ ジ 損 益		緑 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,609
土 地 再 評 価 差 額 金		土 地 再 評 価 差 額 金	1,583
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,107
純 資 产 の 部 合 計		純 資 产 の 部 合 計	93,579
負 債 及 び 純 資 产 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 产 の 部 合 計	2,599,862
資 产 の 部 合 計	2,599,862		

第117期（2024年4月1日から 2025年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金額
経常益	利息料	38,663
資本	利息	31,049
貸出	利息	22,851
価格	利息	6,292
一券	利息	2
利の務	利息	12
役資	利息	520
預金	利息	1,365
預金	利息	5
そ	利息	4,114
そ	利息	377
そ	利息	3,737
そ	利息	499
そ	利息	28
そ	利息	470
そ	利息	0
そ	利息	2,999
そ	利息	1,099
そ	利息	1,007
そ	利息	59
そ	利息	832
そ	利息	30,818
経常費用	利息	7,212
資本調達	利息	4,047
預金渡し	利息	4
預金渡し	利息	8
預金渡し	利息	1,708
預金渡し	利息	81
預金渡し	利息	1,357
預金渡し	利息	4
預金渡し	利息	4,566
預金渡し	利息	51
預金渡し	利息	4,514
預金渡し	利息	1,631
預金渡し	利息	151
預金渡し	利息	1,479
預金渡し	利息	16,892
預金渡し	利息	516
預金渡し	利息	83
預金渡し	利息	32
預金渡し	利息	59
預金渡し	利息	341
経常費用	利息	7,845
特種損益	利息	127
特種損益	利息	47
特種損益	利息	79
税法	利息	88
税法	利息	12
税法	利息	76
税人	利息	3,183
税人	利息	△1,339
税人	利息	7,883
税人	利息	1,843
税人	利息	6,039

(2025年3月31日現在) **連結貸借対照表**

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	319,496	預 金	2,139,140
買 入 金 錢 債 権	523	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	27,144
金 錢 の 信 託	3,828	借 用 金	315,200
有 価 証 券	451,271	そ の 他 負 債	22,823
貸 出 金	1,785,739	退 職 給 付 に 係 る 負 債	464
外 国 為 替	257	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	157
そ の 他 資 産	22,558	偶 発 損 失 引 当 金	172
有 形 固 定 資 産	13,437	再 評 価 に 係 る 緑 延 税 金 負 債	814
建 物	3,564	支 払 承 諾	632
土 地	6,866	負 債 の 部 合 計	2,506,549
リ 一 ス 資 産	30	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	2,444	資 本 金	28,497
その他の有形固定資産	531	資 本 剰 余 金	20,130
無 形 固 定 資 産	5,800	利 益 剰 余 金	44,171
ソ フ ト ウ エ ア	5,666	自 己 株 式	△142
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	101	株 主 資 本 合 計	92,657
その他の無形固定資産	32	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△2,086
緑 延 税 金 資 産	3,913	緑 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,609
支 払 承 諾 見 返	632	土 地 再 評 価 差 額 金	1,583
貸 倒 引 当 金	△7,573	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△426
資 産 の 部 合 計	2,599,887	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	680
		純 資 産 の 部 合 計	93,337
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,599,887

(2024年4月1日から) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金額
経 常 収 益		38,696
資 金 運 用 収 益	31,076	
貸 出 金 利 息	22,855	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	6,281	
コールローン利息及び買入手形利息	2	
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	12	
預 け 金 利 息	520	
そ の 他 の 受 入 利 息	1,403	
役 務 取 引 等 収 益	4,140	
そ の 他 業 務 収 益	499	
そ の 他 経 常 収 益	2,980	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	1,073	
そ の 他 経 常 収 益	1,907	
経 常 費 用		30,853
資 金 調 達 費 用	7,211	
預 金 利 息	4,047	
譲 渡 性 預 金 利 息	4	
コールマネー及び売渡手形利息	8	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	1,708	
借 用 金 利 息	81	
そ の 他 の 支 払 利 息	1,362	
役 務 取 引 等 費 用	4,567	
そ の 他 業 務 費 用	1,631	
営 業 経 常 費 用	16,830	
そ の 他 経 常 費 用	612	
そ の 他 の 経 常 費 用	612	
経 常 利 益		7,843
特 別 利 益		47
固 定 資 産 处 分 益	47	
特 別 損 失		88
固 定 資 産 处 分 損	12	
減 損	76	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		7,802
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 額 計	3,188	
法 人 税 等 調 整	△1,339	
法 人 税 等 合 計	1,849	
当 期 純 利 益		5,953
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,953

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 西京銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西京銀行の2024年4月1日から2025年3月31までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

株式会社 西京銀行
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松 亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山村 幸也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西京銀行の2024年4月1日から2025年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第117期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社 西京銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 奈村幸一郎

監査等委員 今田武男

監査等委員 坂本正喜

監査等委員 末永久大

(注) 監査等委員 今田武男、坂本正喜及び末永久大は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 西京銀行 本店 5階講堂
山口県周南市平和通一丁目10番の2
TEL (0834) 31-1211



交通のご案内

- 最寄りの駅 JR徳山駅
- 受付にAURAピピ510の無料駐車券をご用意しておりますので、お車でお越しの方はお申し出ください。

《本総会における節電への取組みについて》

当行の節電への取組みの一環として、本総会の運営につきまして照明・空調の設定を抑える等、節電に配慮した対応を行っております。株主の皆さまにはご不便をおかけすることもあるかと存じますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。